

家や土地の登記について、専門家に相談してみませんか？

相続・不動産の 無料登記相談会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

こんなお悩みはありませんか？

- ☑ 相続登記は何をすればいいの？
- ☑ 土地の境界が分からない
- ☑ 不動産の名義を変更したい
- ☑ 未登記の建物を登記したい
- ☑ 相続手続について相談したい
- ☑ 土地を分けたい（分筆）
- ☑ 建物を取り壊した場合の登記について知りたい

相談内容に応じて司法書士・土地家屋調査士が個別にお答えします。

司法書士とは



↑ 香川県司法書士会HP

不動産の売買・贈与や相続・遺産分割による名義変更など、不動産の権利に関する登記を行う専門家です。

土地家屋調査士とは



↑ 香川県土地家屋調査士会HP

土地の境界確認や分筆・合筆、建物の増築・滅失、未登記建物の登記など、不動産の表示に関する登記を行う専門家です。

日時

令和8年

11月12日（木）

午後1時～午後4時
（1組30分以内）



会場

綾川町立生涯学習センター

1階 研修室
（綾歌郡綾川町滝宮318番地）



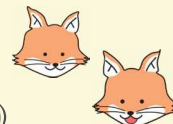
相談は
予約制
です

相談予約先（問合せ先）

※開催日の前日までに予約をしてください。

高松法務局 民事行政調査官室

☎ **087-821-6342**（平日9:00～17:00）



主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会

家や土地の登記について、専門家に相談してみませんか？

相続・不動産の 無料登記相談会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

こんなお悩みはありませんか？

- ☑ 相続登記は何をすればいいの？
- ☑ 土地の境界が分からない
- ☑ 不動産の名義を変更したい
- ☑ 未登記の建物を登記したい
- ☑ 相続手続について相談したい
- ☑ 土地を分けたい（分筆）
- ☑ 建物を取り壊した場合の登記について知りたい

相談内容に応じて司法書士・土地家屋調査士が個別にお答えします。

司法書士とは



↑ 香川県司法書士会HP

不動産の売買・贈与や相続・遺産分割による名義変更など、不動産の権利に関する登記を行う専門家です。

土地家屋調査士とは



↑ 香川県土地家屋調査士会HP

土地の境界確認や分筆・合筆、建物の増築・滅失、未登記建物の登記など、不動産の表示に関する登記を行う専門家です。

日時

令和8年

12月10日（木）

午後1時～午後4時
（1組30分以内）



会場

三木町文化交流プラザ

2階 交流会議室2、交流会議室3
（木田郡三木町大字鹿伏360番地）

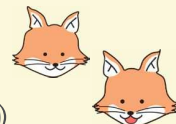
相談は
予約制
です

相談予約先（問合せ先）

※開催日の前日までに予約をしてください。

高松法務局 民事行政調査官室

087-821-6342（平日9:00～17:00）



主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会

家や土地の登記について、専門家に相談してみませんか？

相続・不動産の 無料登記相談会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

こんなお悩みはありませんか？

- ☑ 相続登記は何をすればいいの？
- ☑ 土地の境界が分からない
- ☑ 不動産の名義を変更したい
- ☑ 未登記の建物を登記したい
- ☑ 相続手続について相談したい
- ☑ 土地を分けたい（分筆）
- ☑ 建物を取り壊した場合の登記について知りたい

相談内容に応じて司法書士・土地家屋調査士が個別にお答えします。

司法書士とは



↑ 香川県司法書士会HP

不動産の売買・贈与や相続・遺産分割による名義変更など、不動産の権利に関する登記を行う専門家です。

土地家屋調査士とは



↑ 香川県土地家屋調査士会HP

土地の境界確認や分筆・合筆、建物の増築・滅失、未登記建物の登記など、不動産の表示に関する登記を行う専門家です。

日時

令和8年

12月17日（木）

午後1時～午後4時
（1組30分以内）



会場

丸亀市市民交流活動センター
（マルタス）

1階 多目的ホール1
（丸亀市大手町2丁目4番11号）



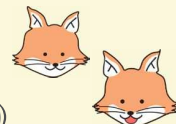
相談は
予約制
です

相談予約先（問合せ先）

※開催日の前日までに予約をしてください。

高松法務局 民事行政調査官室

☎ 087-821-6342（平日9:00～17:00）



主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会

家や土地の登記について、専門家に相談してみませんか？

相続・不動産の 無料登記相談会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

こんなお悩みはありませんか？

- ☑ 相続登記は何をすればいいの？
- ☑ 土地の境界が分からない
- ☑ 不動産の名義を変更したい
- ☑ 未登記の建物を登記したい
- ☑ 相続手続について相談したい
- ☑ 土地を分けたい（分筆）
- ☑ 建物を取り壊した場合の登記について知りたい

相談内容に応じて司法書士・土地家屋調査士が個別にお答えします。

司法書士とは



↑ 香川県司法書士会HP

不動産の売買・贈与や相続・遺産分割による名義変更など、不動産の権利に関する登記を行う専門家です。

土地家屋調査士とは



↑ 香川県土地家屋調査士会HP

土地の境界確認や分筆・合筆、建物の増築・滅失、未登記建物の登記など、不動産の表示に関する登記を行う専門家です。

日時

令和9年

1月20日（水）
午後1時～午後4時
（1組30分以内）



会場

観音寺市民会館
（ハイスタッフホール）

1階 会議室1
（観音寺市観音寺町甲1186番地2）



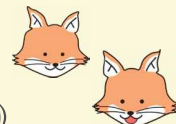
相談は
予約制
です

相談予約先（問合せ先）

※開催日の前日までに予約をしてください。

高松法務局 民事行政調査官室

☎ **087-821-6342**（平日9:00～17:00）



主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会